

事業スキームについて（案）

事業協力者 + Park-PFI		
事業モデル	【町】 【民】 事業協力者選定 協議・意見反映 建物躯体及び公園の設計・施工 (従来発注手法) P-PFI事業者選定 特定公園施設(公園一部)の設計・施工 公募対象公園施設の設計・施工 供用開始 特定公園施設 公募対象公園施設 公園・公園施設 特定公園施設 (管理は町が行う場合も)	
官民の費用負担例	補助金なし	収益施設 (特定公園施設) 公募対象公園施設 公園(特定公園施設) その他公園
	補助金あり	収益施設躯体 (特定公園施設) 収益施設躯体 (特定公園施設) 内装 公募対象公園施設 公園 (特定) 公園 (特定) その他公園 ※社会資本整備総合交付金（官民連携型賑わい拠点創出事業）
メリット	町	- 特定公園施設の整備費(一部の場合もある)を民間が負担するため、官の費用負担を軽減できる。 - 活用が想定できる補助金は、P-PFI（特定公園施設）を対象とした補助金であるため、補助を受けやすい。 - 公募対象公園施設の設置に際して民間から使用料収入を得られる。
	民	- 公募条件の設定に左右されるが、事業内容をある程度自由に設定できるため、事業の自由度が高くなる。 - 民間事業者が管理許可で特定公園施設の管理運営を行う場合、内装等を負担することで実際のオペレーションに適した設えが可能。
デメリット	町	- 特定公園施設である建物及び公園の設計・施工を従来発注手法とするため、発注手続きに手間を要する。 - 民間事業者の参入意欲を高めるため、事前に民間事業者の考えを詳細に把握し、特定公園施設（建物）の規模や機能へ反映が必要
	民	- 特定公園施設の整備に民間負担が発生するため、参入意欲が低下する可能性がある。 - 特定公園施設（建物）は管理許可となるため所有できない。

参考：事業協力者とは

市街地開発や大規模な施設整備等の公共事業を行う際に計画の初期段階から参画し、助言・提案・情報提供等を行う経験豊富な民間事業者のことで、**法律や条例に基づく制度ではなく、個別に施行者（自治体等）との契約（協定）の中で役割が定められるもの**である。

